

丁合機賃貸借契約仕様書

- 1 調達件名 丁合機賃貸借契約
- 2 数量 1台
- 3 契約期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月間）
地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。
- 4 設置場所 佐野市役所 6階 印刷室
- 5 丁合機仕様
 - (1) 「グリーン購入法」及び「国際エネルギースタープログラム」の基準を満たし、かつ、次に掲げる仕様を満たす機種とする。
 - (2) 仕様
 - ①丁合段数：12段以上
 - ②処理速度：毎分60セット程度以上
 - ③用紙サイズ：A5～A3のサイズに対応していること。
 - ④紙質：上質紙、中質紙、孔版紙、更紙、再生紙に対応していること。
 - ⑤電源：AC100V
 - ⑥使用時採寸：1,800mm（W）×620mm（D）×1,600mm（H）程度
 - ⑦ステープル：ステープル機能を有すること（後処理機が別に必要な場合は附属すること。）。
 - ⑧綴じ種類：平綴じ、斜めコーナー綴じ、コーナー綴じに対応していること。
 - ⑨その他：
 - ・使用上、専用の架台を要する場合は、これを附属すること。
 - ・設置した日から起算して1年間は無償補償期間とすること。
 - ・納品時に当初の消耗品等は附属すること。
- ※ 上記以外にも機能上必要な設備が整っており、契約期間内の使用に十分耐え得る機種であること。
- 6 契約金額について
契約金額には、本体及び付属品の借りに係る費用のほか、次に掲げる費用を含む。
 - (1) 丁合機の搬入、移動、設置及び初期設定に要する費用
 - (2) 丁合機の保守点検に係る費用※ 見積金額は、60か月分の本体及び付属品の借上料並びに保守点検料金の合計額（税抜）とすること。

7 保守点検等について

- (1) 保守点検の対応時間については、月曜日から金曜日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、丁合機の使用停止等を伴う場合はこの限りでない。
- (2) 保守員は、丁合機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とすること。
- (3) 丁合機の使用頻度に応じ、故障が生じないように必要に応じて点検整備を行うこと。
- (4) 保守点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。
- (5) 丁合機が、頻繁に故障が生じ正常な状態で使用できない場合には、速やかに代替機を配置すること。
- (6) 丁合機の状態を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

8 賃借料の支払方法

- (1) 支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃貸料を市に請求するものとする。
- (2) 市は、適法な支払い請求書を受領した後30日以内に賃借料を指定された金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 その他

契約期間の満了後は、当該丁合機を再リースする契約を別途締結し、又は返却するものとする。ただし、返却する場合は、機器の撤去、搬出及び廃棄に係る費用は、受注者側にて負担すること。